

医療機関等における賃上げ・物価上昇に 対する支援事業費補助金のお知らせ (診療所向け) 宮崎県医療政策課

有床・無床診療所（医科・歯科）に対して、賃上げ・物価上昇に係る下記の給付金等を支給します。

対象事業者（共通）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある事業者

支援額

1.診療所等賃上げ支援事業

区分	賃上げ支援
有床診療所（3床以上）	7.2万円/床※
有床診療所（2床以下）	15万円/施設
無床診療所	15万円/施設

2.診療所等物価支援事業

区分	物価支援
有床診療所（14床以上）	1.3万円/床※
有床診療所（13床以下）	17万円/施設
無床診療所	17万円/施設

※医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数

申請方法

宮崎県ホームページから電子申請を行ってください。

2つの事業について、まとめて申請を行うことができます。

（やむを得ない事情による場合は、郵送による申請も可能です。）

※提出書類等については、裏面及び宮崎県ホームページを御確認ください。
「医療分野における処遇改善や物価高騰に対する支援について」で **検索**

受付期間

令和8年5月7日(木)～6月5日(金)

(※郵送の場合、消印有効とします。)

留意事項

- ・申請内容の確認のため、県から電話又は電子メールにより連絡をする場合があります。
- ・支援金は、申請内容を審査し、支給要件を満たしていること等が確認できた後、交付決定から1か月以内を目処に、指定の口座に振り込まれる予定です。

お問い合わせ先

宮崎県医療政策課支援金事務局

電話：0985-44-2756（受付時間：9時～17時）

※平日12時～13時、土日、祝日を除く。令和8年10月30日(金)まで。



電子申請の場合の手続方法

- (1) 県庁ホームページに掲載されている電子申請のURLをクリックして申請フォームに入る。(右のQRコードからも入ることができます。)
 - (2) 設問に沿って、必要事項を漏れなく入力する。
 - (3) 事項入力後、添付ファイル欄に「通帳の写し」のデータを添付する。
 - (4) 「次へ進む」ボタンをクリックし、表示された入力内容を確認する。
 - (5) 内容に誤りがなければ「この内容で申請する」ボタンをクリック。
 - (6) 入力したメールアドレス宛に、受付完了メールが届いていることを確認する。
- (本メールをもって、支給が確定するものではありません。また、受付完了メールが届いていない場合は申請が完了していない可能性がありますので、しばらく待っても届かない場合は事務局へ御連絡ください。)



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

郵送の場合の提出書類

- (1) 支給申請書兼請求書
- (2) 別紙様式第1号・第2号(必要分だけ)
- (3) 振込先の口座情報が分かる通帳の写し(※1)
- (4) 委任状(※2)



(1)、(2)、(4)の様式は
県庁ホームページに掲載しています。

【注意事項】

※1

- ・通帳の表紙及び見開き1ページ目等(支店名、口座番号、口座名義(カナ)等が分かる部分)を提出してください。
明瞭に読み取れるものをご提出ください。
- ・振込口座は、原則、申請者名義の口座としてください。

※2

- ・やむを得ず申請者と口座名義人が異なる場合は、必ず委任状を提出してください。
(委任状の様式は、県庁ホームページに掲載しています。)
- ・委任状は、必ず押印済みの原本をご提出ください。
(委任状が必要な場合は、電子申請による申請はできませんので、上記(1)~(3)の書類と一緒に、郵送にてお送りください。)

【郵送先】

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県医療政策課支援金事務局 宛

1. 診療所等賃上げ支援事業

目的

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、診療所に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給し、確実な賃上げに繋げることを目的としています。

対象事業者

- ① 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設
- ② 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設のいずれかに該当する施設

支援額

1. 診療所等賃上げ支援事業

区分	賃上げ支援
有床診療所（3床以上）	7.2万円/床※
有床診療所（2床以下）	15万円/施設
無床診療所	15万円/施設

※医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数

賃金改善の内容

・本事業は6ヶ月分の給付金を活用して令和7年11月末時点の賃金水準を令和7年12月から令和8年5月（6ヶ月間）まで改善し、この水準を6月以降も維持することを基本的な形としてお願いしています。

ただし、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、例えば、給付金の中から、

- ・令和7年12月分～令和8年3月分の一時金（4ヶ月分）
 - ・令和8年4月～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ・新設
- を行うことが可能です。

留意事項

- ・給付金を賃金改善に充てていただき、その結果を県に報告する必要があります。実績報告の詳細については、交付決定通知と合わせて御案内いたします。
- ・そのほか、国の実施要綱やQ&Aを御確認ください。宮崎県ホームページにも掲載しています。

2. 診療所等物価支援事業

目的

医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、診療所に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的としています。

対象事業者（共通）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある事業者

支援額

2. 診療所等物価支援事業

区分	物価支援
有床診療所（14床以上）	1.3万円／床※
有床診療所（13床以下）	17万円／施設
無床診療所	17万円／施設

※医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数

留意事項

・診療所等賃上げ支援事業と異なり、給付金の使途に制限はなく、実績報告も不要です。

申請後の流れ

1. 診療所等賃上げ支援事業

1. 電子申請または郵送により申請 → (県)審査後、交付決定通知書送付
2. (県)給付金をお振り込み ※交付決定通知から1か月以内を目処
3. 実績報告書の提出 → (県)審査後、交付確定額通知書送付
4. 給付金の返還がある場合は、納付書で返還

2. 診療所等物価支援事業

1. 電子申請または郵送により申請
→ (県)審査後、交付決定兼額確定通知書送付
2. (県)給付金をお振り込み ※交付決定通知から1か月以内を目処